

第12回マナーマ対話における藺浦外務副大臣スピーチ (12月10日、於：バーレーン)

冒頭

ジョン・ジェンキンス中東事務所長，I I S Sの皆様，マナーマ対話にお招き頂き，誠にありがとうございます。

本日は，中東諸国の重要な安全保障パートナーとしてのアジアについてお話したいと思います。特に，中東地域と東アジアの強い結びつきや，お互いの重要性をご理解頂き，その上で我が国が東アジアの安全保障分野で，何を目的にどう貢献してきたか，今後，東アジア及び中東両地域の中でどのような役割を担おうとしているかについてお話しします。

序論

グローバル化の進む現代は，ある地域で生じた安全保障上の問題が，直ちに国際社会全体に拡大するリスクが増大しています。

中東地域と東アジアにとって，互いの地域の安定は，地域安全保障を考える上で決して軽視できません。中東地域の総輸出に占めるアジアの割合は50%を超え(53.9%)，輸入に占める割合は40%近くまで達しています(38.7%)。また，我が国を含むアジア各国は，エネルギー資源の輸入を中東・アフリカ地域からの海上輸送に依存しています。

ここバーレーンは，湾岸地域で初めて石油の採掘に成功し，目覚ましい発展を遂げました。実は，1934年，石油の最初の輸出仕向地は我が国，日本でありました。中東地域と東

アジアは、「交易の海」によって強く結びついているのです。

他にも我々には共通の課題があります。中東地域では、テロが域内各地で依然として発生しておりますが、アジアでもテロが域内における新たな脅威となっています。我々は協力してテロと闘うとともに、国際社会の能力全体を底上げしなければなりません。

また、国際社会が、「核兵器のない世界」を目指す中、北朝鮮は安保理決議に明確に違反して核・ミサイル開発に邁進しています。これに比し、イランの核問題では、国際社会が団結して、昨年、ウラン濃縮活動の制限や兵器級プルトニウム製造禁止に関する措置の履行を含む「包括的共同作業計画」の最終合意に達しました。北朝鮮の核・ミサイル問題の解決も、地域を越えた国際社会の団結が必要です。

海における法の支配の確保

さて、こうした状況を踏まえ、両地域における我が国の取組について述べたいと思います。

我が国は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、アジアとアフリカという「2つの大陸」と、インド洋と太平洋という「2つの海」の交わりが地域の安定と繁栄の鍵と考える「自由で開かれたインド太平洋戦略」を提唱しており、海洋秩序の維持、シーレーンの安定に積極的に貢献しています。

東アジアの特徴として国際経済にとって重要なシーレーンが存在し、かつ、大規模な軍事力を有する国家が集中することが挙げられます。一方で、安全保障面の地域協力枠組み

は十分に制度化されていません。その中で、我が国はこれまで一貫して「法の支配の重要性」を訴えてきました。力を背景とする一方的な主張や行動は地域諸国の不安を高め、これまでの絆が綻びかねない状況です。東シナ海において繰り返される他国領海への侵入や、南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みは決して認められるものではなく、国際法の原則に基づく海洋秩序から著しく逸脱するものであり、深刻に懸念しています。

安定した貿易や交流は、我々にとって死活的な問題であり、海洋における「法の支配」は全ての基盤です。本年4月に行われたG7外相会議では、G7の総意として「海洋安全保障に関する広島G7外相声明」を発出し、自由で開かれ、安定した海の重要性を確認し、国際社会に強いメッセージを発信することができました。

アジア地域においてはASEAN諸国が、地域の中でより重要な役割を果たすようになりました。我が国は安全保障・防衛分野における協力・交流の強化を通じて、各国の能力向上を図り、信頼関係を増進してまいりました。今後とも地域統合を進めるASEANとの間で防衛装備・技術協力や能力構築支援、共同訓練などを行い、地域安全保障環境の向上に努めてまいります。

北朝鮮の核実験

本年、北朝鮮は、2回の核実験と20発以上の弾道ミサイル発射を繰り返し、その能力は向上しています。北朝鮮の核・ミサイルは新たな段階の脅威となっており、国際的な軍縮・

不拡散体制に対する重大な挑戦です。

北朝鮮の行動を変えるには、圧力を強化すべきです。その意味で11月30日、北朝鮮への人、物資、資金の流れ等を更に厳しく規制する安保理決議第2321号が採択されたことを高く評価します。今後は、関連安保理決議の実効性を確保することが重要です。我が国は、核、ミサイル、そして最重要課題である拉致問題の解決に向け、各国と緊密に連携していく考えです。

湾岸地域の諸課題と日本の対応

我が国は、中東地域の平和と安定にも、より一層貢献していく方針です。

まず、イランについては、日本は核合意の成立以降、イランが核合意を継続的に履行するためのインセンティブとして、ビジネス分野を含めた関係強化を図るとともに、原子力安全分野での協力を行ってきました。また、イランの国際社会への再統合を促すため、中東地域において建設的な役割を担うよう強く働きかけています。私自身、昨年来2度に渡りイランと訪問し、数日前にもザリーフイラン外相と会談したところです。

イエメンでの、戦闘激化と深刻な人道状況を懸念しています。これまで国連機関を通じた人道支援、人材教育等の分野における支援として、2014年以降約9160万ドルの貢献を致しました。今後もこうした努力を継続し、国連安保理メンバーとしてイスマイル国連特使の仲介努力を支えていきます。

また、イラク・シリアでのテロへの対策、アフガニスタン安定化に関し、人道状況の改善、難民支援への取組を主導しています。本年5月日本で開催されたG7サミットの間においては、中東安定化支援として3年で約60億ドルの支援を表明しました。私も、昨年に2度イラクを訪問し、非軍事分野での貢献を着実に実施していく旨、伝達したところです。

更に、ソマリア沖・アデン湾の安全を脅かす海賊への対処として、2009年以降、一度の中断もなく活動を継続し、地域の安定に貢献してまいりました。今後も、海洋安全保障分野においては、以下の3つの柱に従って湾岸地域との協力を進めていきます。

1つは、既存の安全保障対話枠組を活用した2国間協力・交流を促進し、海洋の問題を含め、あらゆる分野で信頼関係を増進します。

次に、積極的な人的交流として、今時フォーラムに参加している伊藤将補も過去に派遣された経験をお持ちですが、第151連合任務部隊（CTF151）司令官の派遣を含む連合海上部隊（CMF）への貢献を継続してまいります。

最後に、海賊対処行動の継続、共同訓練への参加等を通じ、湾岸地域における国際社会の共同での取組へ引き続き貢献してまいります。

こうした取組を進めるにあたっては、我が国外交の基軸である日米同盟も重要な役割を果たします。日米は、自由、民主主義、人権、法の支配という普遍的価値の絆を共有しています。東アジア、中東の諸課題に対応するため、日米で連携していきます。

結言

我が国は、第二次世界大戦後、アジア諸国に対し経済発展に関する一つのモデルを示し続けてきましたが、これからは、中東・湾岸地域との重層的な関係構築に関する一つのモデルを示さなければならないと考えています。そこで重要なことは、両地域に利益がもたらされる関係を構築することです。

アジアと中東地域は、経済面だけでなく安全保障面においても強く結び付いています。我々はお互いの地域の安定のためにより一層積極的に関与、貢献していくことが可能です。この地域の方々が、東アジアの安定に関心を持ち、我々との協力がより推進されることを祈りつつ、私のスピーチとさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。